改 正 前 改 正 後

(前略)

別表第1(第2条関係) (略) 別表第2(第3条第2項関係) 事項 決裁者 (略) 分掌規程第7条の2第7号、第2研究倫理・研究公 6条第4号及び第29条(第5号正・研究規範担当の を除く。)に定める事項並びにラ理事 イフサイエンス研究規範の管理及 び安全保障輸出管理に関する事項 分掌規程第8条(第5号から第9研究・評価担当の理 号までに限る。) 及び第26条 (第事 3 号及び第 4 号を除く。) に定め 分掌規程第4条及び第7条の3第広報・地域貢献・社 6号に定める事項 会発信担当の理事 (略) 分掌規程第7条の2(第5号から財務・入試・産官学 第7号までを除く。)、第7条の連携・人事・施設担 3 (第6号及び第9号を除く。) 、当の理事 第13条から第15条まで、第1 6条(第2号を除く。)、第18 条から第20条まで、第25条及 び第27条に定める事項 分掌規程第2条(第9号を除く。)、戦略調整・企画・学 第2条の2、第3条(第1号を除生・環境安全保健・ く。)、第8条(第2号から第4総務担当の理事又は 号まで及び第10号に限る。)、将来計画・学生国際 第17条、第21条、第22条、交流・厚生補導担当 第23条第2号、第28条及び第の副学長 29条の2第3号に定める事項 分掌規程第3条第1号及び第7条法務・コンプライア の2(第5号及び第6号に限る。)レス<u>・危機管</u>理担当 に定める事項並びにリスクの分析の副学長 及び管理並びに危機管理関係規 則、行動計画等の策定に関する事 項

別表第1 (第2条関係) (同 左) 別表第2 (第3条第2項関係)

事項		決裁者
(同	左)	
(同	左)	

分掌規程第2条(第9号を除く。)、総務・労務・人事・第2条の2、第3条(第1号を除危機管理担当の理事く。)、第7条の2(第5号から第7号までを除く。)、第7条の3(第6号及び第9号を除く。)及び第29条の2第3号に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項

(同 左)

分掌規程第4条<u>(第1号を除く。)</u>広報・地域貢献・社 及び第7条の3第6号に定める事会発信担当の理事 項

(同 左)

分掌規程第13条から第15条ま財務・入試・産官学で、第16条(第2号を除く。)、連携・施設担当の理第18条から第20条まで、第2事 5条及び第27条に定める事項

分掌規程第8条(第2号から第4 戦略調整・企画・学 号まで及び第10号に限る。)、生・環境安全保健担 第17条、第21条、第22条、 第23条第2号<u>及び</u>第28条に定画・学生国際交流・ める事項

「厚生補導担当の副学

分掌規程第3条第1号及び第7条法務・コンプライアの2(第5号及び第6号に限る。)ンス担当の副学長に定める事項

分掌規程第10条(<u>第1号、第2</u>国際戦略担当の副学 | 分掌規程第10条(第3号、第5国際戦略担当の副学

改正前	改 正 後
号、第4号、第9号及び第10号長	号及び第7号を除く。) に定める長
に限る。) に定める事項	事項
分掌規程第16条第2号に定める男女共同参画・国	
事項 際・渉外(基金・同	
窓会) 担当の理事又	
は財務・入試・産官	
学連携・人事・施設	
担当の理事	
分掌規程第10条 (第3号、第5男女共同参画・国	分掌規程第10条 (第3号、第5男女共同参画・国
号及び第 <u>8</u> 号に限る。)に定める際・渉外(基金・同	
事項 窓会) 担当の理事又	
は国際戦略担当の副	
学長	学長
分掌規程第26条第3号及び第2研究倫理・研究公	
	9条の2(第3号を除く。)に定正・研究規範担当の
める事項 理事又は財務・入	
試・産官学連携・人	試・産官学連携・施
事・施設担当の理事	設担当の理事
	分掌規程第4条第1号に定める事総務・労務・人事・
	<u>危機管理担当の理事</u>
	又は広報・地域貢
	献・社会発信担当の
	理事
	分掌規程第16条第2号に定める総務・労務・人事・
	事項 危機管理担当の理事
	又は財務・入試・産 官学連携・施設担当
	日子連携・旭畝担当の理事
分掌規程第2条第9号に定める事戦略調整・企画・学	
項 生・環境安全保健・	項 危機管理担当の理事
総務担当の理事又は	又は法務・コンプラ
法務・コンプライア	イアンス担当の副学
ンス・危機管理担当	
の副学長	
分掌規程第8条第1号に定める事教育・情報・図書館	分掌規程第8条第1号に定める事教育・情報・図書館
項担当の理事又は戦略	
調整・企画・学生・	調整・企画・学生・
環境安全保健・総務	環境安全保健担当の
担当の理事	理事
分掌規程第10条(第6号及び第戦略調整・企画・学	
7号に限る。)に定める事項 生・環境安全保健・	
総務担当の理事又は	
国際戦略担当の副学	
長	
別表第3(第4条関係)(略)	別表第3(第4条関係) (同 左)
	附 則(令和4年8月総長裁定)
	この規程は、令和4年8月1日から施行し、令和4
	年7月1日から適用する。